

おんど観光文化会館うずしお及び 音戸駐車場指定管理者募集要項

令和 6 年 8 月

呉市産業部	観光振興課
呉市都市部	都市計画課

おんど観光文化会館うずしお及び音戸駐車場指定管理者募集要項 目次

1	募集の目的及び指定管理者に期待する役割（成果）並びに募集方法	1
2	施設の概要等	1
3	指定の期間	2
4	業務の範囲	3
5	管理の基準	3
6	管理に要する経費等	4
7	応募資格	6
8	応募方法	7
9	候補者の選定	10
10	リスクに応じた責任分担	12
11	施設運営協議会の設置	13
12	モニタリングの実施	14
13	指定及び協定の締結	14
14	事業報告書等	14
15	事業の継続が困難となった場合の措置等	14
16	事務引継ぎ等	15
17	その他	16
18	提出された申請書関係書類等の取り扱いについて	17
19	問い合わせ先	18

おんど観光文化会館うずしお及び音戸駐車場指定管理者募集要項

呉市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、「自治法」という。）第244条の2第3項、おんど観光文化会館うずしお設置条例（平成17年呉市条例第36号。以下「うずしお条例」という。）第3条及び呉市地域駐車場条例（平成17年呉市条例第49号。以下「駐車場条例」という。）第2条の2の規定により、おんど観光文化会館うずしお（以下「うずしお」という。）及び音戸駐車場（以下「駐車場」という。）の計2施設（以下これらの施設を総称して「うずしお等」という。）の指定管理者を一括して募集します。

1 募集の目的及び期待する役割（成果）並びに募集方法

(1) 募集の目的

うずしおは、地域の文化、歴史等の情報を発信するとともに、市民及び観光客等の交流とコミュニティの場を提供し、観光の振興及び地域の活性化を図るために設置されています。

この設置目的を十分に理解した上で、市民及び観光客等の信頼に応え、利用者へのサービスの向上と適正かつ効率的な運営を図ることを目的に、施設の一体的な管理運営を行う指定管理者を募集します。

(2) 指定管理者に期待する役割

指定管理者には、民間事業者が有するノウハウを活用することで、施設の効率的な管理運営を行うとともに、施設の機能を最大限に活用し、観光の振興、地域の活性化、利用者へのサービスの向上及び利用促進に向けた創意工夫ある施設運営を求めます。

(3) 募集方法

「公募」方式とします。

2 施設の概要等

(1) うずしお

所在地	広島県呉市音戸町鰯浜1丁目2番3号	[図1] 位置図
概要	音戸町の歴史、伝統文化の紹介、また観光情報の発信を行っています。 平清盛が切り開いたと伝えられる音戸の瀬戸、県史跡である清盛塚を一望し、行き交う様々な船舶の往来を眺めることができます。 展示物は、市無形文化財である「清盛祭」の大名行列を再現した模型や衣装、同じく市無形文化財であり、日本三大舟唄の一つである「音戸の舟唄」を紹介しています。	

開設年月及び 主要施設	開設年月：平成１６年３月 主要施設：情報プラザ，売店，事務室，展示ホール， 展望テラス，ホール，企画展ギャラリー，レストラン	
施設の構造等	建物構造：鉄筋コンクリート造，４階建て 敷地面積：１，３４６㎡ 建築面積：６６７㎡ 延べ面積：２，２８１㎡	[図２－１～９] 平面図・立面図 ・断面図
開館時間及び 休館日	開館時間：午前９時３０分から午後９時３０分まで 休館日：(１) 月曜日（ただし，月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは，その翌日とし，当該翌日が休日に当たるときは，その直後の休日でない日） (２) １月１日から１月３日まで及び１２月２９日から１２月３１日まで	

(2) 駐車場

所在地	広島県呉市音戸町引地１丁目地内	[図１] 位置図
概要	道路交通の円滑化を図り，自動車利用者等の利便性を高めるために設置し，昭和５１年より供用しているものです。	
施設の構造	高架下（音戸大橋ループ）平面自走式 面積：３，８０２㎡	[図３] 平面図
供用開始日	昭和５１年２月	
供用日及び供 用時間	供用日：１月１日から１２月３１日まで 供用時間：午前０時から午後１２時まで	
収容台数	４５台	
使用料	最初の１時間まで１２０円とし，その後３０分までごとに６０円 ただし，午後６時から翌日の午前８時までの間は無料とし，午前８時から午後６時までの間に連続して５時間３０分以上駐車したときは，７００円を限度とする。 【回数駐車券】 ６０円券１１枚つづり ６００円 ７００円券（１日券）１１枚つづり ７，０００円	
駐車できる 車両	駐車場法第２条第４号に規定する自動車で車長（車体からはみ出した積載物の長さを含む。）５メートル以下のもの	

3 指定の期間

指定期間は，令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間です。

ただし，呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年呉市条

例第 8 2 号。以下「手続条例」という。) 第 7 条 1 項の規定により、管理の適正を期するために行った必要な指示に指定管理者が従わない場合、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認める場合は、当該期間内であってもその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じる場合があります。

4 業務の範囲

指定管理者が行う業務は次のとおりです。

(1) うずしお等の施設の維持及び管理に関する業務

(2) うずしお等の利用の促進に関する業務

(3) 次に掲げる事業に関する業務

ア 郷土の歴史、伝統文化、産業、観光等の情報提供に関する事業

イ 人々の交流及びコミュニティの場の提供に関する事業

(4) うずしお等の使用の許可に関する業務

(5) 上記の業務に付随する業務

※ 詳細については、おんど観光文化会館うずしお及び音戸駐車場指定管理者共通業務仕様書（以下「共通仕様書」という。）及びおんど観光文化会館うずしお及び音戸駐車場指定管理者施設別業務仕様書（以下「施設別仕様書」という。）を参照してください。

5 管理の基準

(1) 公平な利用の確保

指定管理者は、法令、条例、同施行規則及びその他市長が定めるところに従い施設の管理を行うとともに、市民の公平な利用を確保しなければなりません。

(2) 開館時間及び休館日

うずしお等の開館時間及び休館日については、「2 施設の概要等」のとおりです。

(3) 施設の使用許可

指定管理者は、利用者から使用許可、更新、変更等の申し出があった場合、適切に対応してください。

(4) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはいけません。

(5) 管理に関する情報の公開

指定管理者は、呉市情報公開条例（平成 1 1 年呉市条例第 1 号。以下「情報公開条例」という。）を遵守し、施設の管理に関して保有する情報の公開に関し、公開に関する規定を整備する等、適切に対応してください。

(6) 関係法令の遵守

本募集要項、仕様書に定めるほか、施設の管理に必要な次に掲げる法令等を遵守するとともに、指定管理者としての責務を把握し、適正に施設の管理を行ってください。

ア 地方自治法及び呉市行政手続条例（平成 1 0 年呉市条例第 1 号）のほか行政関連

法令等

イ うずしお条例及びおんど観光文化会館うずしお設置条例施行規則（平成１７年呉市規則第１９号。以下「うずしお条例施行規則」という。）

ウ 駐車場条例及び呉市地域駐車場条例施行規則（平成１７年呉市規則第１０号。以下「駐車場条例施行規則」という。）

エ その他施設の管理に関係する全ての法令等

(7) 暴力団等による不当介入への対応

指定管理者は、管理業務を実施するに当たり、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入（指定管理者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で管理業務の履行の障害となるものをいう。）を受けたときは、次の対応を行ってください。

ア 不当介入に関しては断固として拒否してください。

イ 警察に通報するとともに捜査に協力してください。

ウ 不当介入を受けた場合、市に報告してください。

エ 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより管理業務に支障が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、市と協議を行ってください。

(8) 緊急時の対応

指定管理者は、管理業務の実施に当たり事故、災害等の緊急事態が発生すると予想される場合又は発生した場合は、利用者の安全に配慮した上、その影響を除去するために早急に対応措置をとり、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めるとともに、市その他の関係者に対して緊急事態発生を直ちに通報し、市の指示を受けてください。

また、緊急事態に備え、災害対応の手引、緊急連絡網の作成、その他緊急時対応体制の整備に努め、整備体制を市に報告してください。

(9) 災害発生時の対応

本施設が、災害発生時、避難場所等として使用される場合は、市からの指示等を受けながら、適切に対応してください。

(10) 第三者への委託

指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできません。

ただし、管理業務を効率的に行う上で必要と思われる業務は、市との協議の上、業務の一部を他の者に委託又は請け負わせることができます。

6 管理に要する経費等

うずしお等の管理運営に要する全ての費用は、原則として、呉市の指定管理料及び利用料金並びにその他の収入をもって充てるものとします。

(1) 利用料金

ア 利用料金の設定

うずしお条例第13条の2及び駐車場条例第4条の2に規定する利用料金は、指定管理者の収入とします。指定管理者は、各条例に定める額の範囲内で利用料金を設定していただきます。なお、設定に当たっては、事前に市長の承認が必要となります。

イ 利用料金の減免

市長が定める減免基準に該当する利用については、利用料金を減免していただきます。

ウ 留意事項

前指定管理者が令和7年3月31日以前に収納し、又は収受した施設使用に係る利用料金については、前指定管理者の収入とします。

(2) 利用料金の取扱い

利用料金収入の収益の一部を納付金として市に納入する提案をする場合は、その割合又は額等について、応募者において事業計画書及び収支計画書で提案してください。納付金の提案は、事業計画書及び収支計画書において、指定管理料が必要な場合であっても、収益が生じた場合を想定して提案してください。

指定管理者の候補者の選定に当たり、納付金の提案についても審査の項目に含みます。

なお、実際の納付金の納付方法については、指定管理者の提案に基づき市と指定管理者において協議の上、決定し、年度ごとに協定で定めることとします。

(3) 指定管理料

呉市は、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料を支払います。

指定管理料には、人件費、管理費（消耗品費、光熱水費、修繕費（大規模なものを除く。）、通信運搬費、保険料、委託費等）、公課費などを含むものとします。

駐車場については、現在は利用料金収入により管理運営経費の全てを賄うこととしていますが、数年間赤字の実績となっているため、現状を改善できる運営方法や対応策等を提案してください。

なお、指定管理料の具体的な額や支払方法については、協議の上、年度ごとに協定で定めるものとします。

(4) 指定管理料の取扱い

指定管理料に余剰金が発生した場合、原則として精算による返還は求めません。ただし、事業報告書の内容を確認の上、不適切と認められる支出が確認された場合は、精算による返還を求めます。

指定管理料に不足が発生した場合、原則として増額はしません。ただし、法令改正、災害等の不測の事態により、対象経費に大幅な増減が生じた場合は、市と指定管理者において協議の上、費用負担等に関して決定するものとします。

(5) その他の収入

指定管理者は、レストランや売店の運営、イベントの実施等の自主事業により対価を得るものとし、これを運営費に充てることができます。また、自主事業による利益等の一部を納付金として市に納入することができます。その場合は、割合又は額等について、応募者において事業計画書及び収支計画書で提案してください。

指定管理者の候補者の選定に当たり、納付金の提案についても審査の項目に含みます。

なお、実際の納付金の納付方法については、指定管理者の提案に基づき、市と指定管理者において協議の上、決定し、年度ごとに協定で定めることとします。

(6) 指定管理業務の経理に関する事項

ア 専用口座の開設

指定管理者は、指定管理業務に係る経理と法人等の固有業務等に係る経理を区分するとともに、指定管理業務に係る経費は専用の口座を設けて管理してください。

イ 帳簿及び書類の作成と保管

指定管理者は、指定期間中における指定管理業務に関わる全ての収入及び支出を事由ごとに明確に示した計算書を作成し、それらに係る根拠書類を保管してください。

ウ 出納記録簿の作成

指定管理者は、指定期間中における現金及び物品の出納に関する記録簿を作成してください。

エ 決算書の作成

指定管理者は、毎年度、収支を明らかにする決算書及び事業報告書を作成し、市に提出してください。

オ 処理規定の整備

上記を踏まえ、管理経費に係る処理規定等を整備してください。

カ 情報公開との関係

指定管理業務に係る経理等に関する書類・資料は、市において情報公開請求の対象となります。

(7) 監査

指定管理者は、市の監査及び外部監査の対象となります。指定管理者に対して、実地調査又は必要な記録の提出要求を行う場合があります。

なお、監査実施の場合は、指定管理者は誠実かつ迅速に対応してください。

7 応募資格

- (1) 法人等の団体であること（法人格の有無は問いません。）。
- (2) うずしお等のサービス向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、複数の団体（以下「共同体」という。）での共同による申請ができます。この場合、次の事項に留意してください。
 - ア 共同体の適切な名称を設定し、代表となる団体を選定してください。
 - イ 当該共同体の構成員は、単独又は別の共同体の構成員となつてうずしお等の指定管理者に係る指定の申請をすることはできません。
- (3) 公の施設の管理に当たって必要な法人格、資格、免許等を有すること。
- (4) 手続条例施行規則第2条各号に規定する欠格事項に該当しないこと。

【呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（抜粋）】

（欠格事項）

第2条 市長は、条例第2条に規定する団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体については、条例第3条の規定による指定管理者（条例第1条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者としての選定をし、又は指定管理者としての指定をしない。

（1）当該団体の責めに帰すべき事由により本市又は他の普通地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体

（2）当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体

ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 市税及び県民税の滞納がある者

エ 市における指定管理者の指定の手続において、その公平な手続を妨げた者又は不正な利益を得るために連合した者

オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

カ 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（3）破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人

（4）法人市民税、消費税及び地方消費税について滞納がある団体

（5）呉市議会の議員、市長、副市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）

第180条の5第1項及び第3項の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある法人（市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人又は公共的団体を除く。）

（5）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

（6）呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）の規定に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。

（7）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）並びに暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

（8）消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体であること。

（9）その他必要な条件を満たしていること。

8 応募方法

（1）提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 法人の定款又は寄附行為の写し

ウ 法人の登記事項証明書（提出前3か月以内に取得したもの）法人でない団体

にあつては、代表者の申請をする日現在の住民票の写し

法人でない団体にあつては、役員の氏名及び住所を記載した書類

エ 団体概要（様式第 2－1 号）

なお、共同体での応募の場合は、次の書類も提出してください。

(ア) 共同体構成届出書（様式第 2－2 号）

(イ) 共同体協定書（様式第 2－3 号）の写し

(ウ) 共同体委任状（様式第 2－4 号）

オ 事業計画書

(ア) 管理運営上の基本方針（様式第 3－1 号）

(イ) 利用者の平等な利用の確保（様式第 3－2 号）

(ウ) 施設の適切な維持管理（様式第 3－3 号）

(エ) 施設の利用促進の取組・方策（様式第 3－4 号）

(オ) 自主事業等その他サービス向上の取組（指定管理業務以外の取組）
（様式第 3－5 号）

(カ) 管理経費の削減の取組・方策（様式第 3－6 号）

(キ) 安定的な管理（様式第 3－7 号）

(ク) その他（様式第 3－8 号）

カ 収支計画書

(ア) 指定管理業務収支計画書（全体）（様式第 4－1 号）

(イ) 指定管理業務収支計画書（施設別）（様式第 4－2 号）

(ウ) 指定管理業務収支計画書（年度別）（様式第 4－3 号）

キ 暴力団に該当しないことの誓約書兼同意書（様式第 5 号）

ク 欠格事項非該当誓約書（様式第 6 号）

ケ 団体に係る令和 6 年度の事業計画及び収支予算を示す書類

コ 団体に係る令和 5 年度の事業報告及び収支決算を示す書類

サ 直近 2 事業年度分の納税証明書

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙 9 号書式その 3 の 3）

法人でない団体にあつては、団体の代表者の申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がないという証明書（国税通則法施行規則別紙第 9 号書式その 3 の 2）

(イ) 県税（法人事業税、法人県民税）に係る納税証明書

(ウ) 呉市に納付すべき市税に係る納税証明書

納税義務がない場合は、納税義務がない旨及びその理由を示す書類

シ その他団体の概要を示す書類

(2) 提出部数

正本 1 部及び副本 10 部

なお、副本については、添付書類も含め複写したもので結構ですが、大きさは、全て A4 版としてください。副本のうち 1 部については、審査事務の都合上、複写が可能なように製本等しないでください。また、電子データ（エクセルワードなどのソフトにより作成したもの）を併せて提出してください。

(3) 申請関係書類の配布・受付に関する事項

ア 配布・受付期間

令和6年8月1日（木）から令和6年8月30日（金）までにおける午前8時30分から午後4時00分までとし、土曜日及び日曜日並びに祝日を除きます。

イ 配布・受付場所

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号 呉市役所本庁5階

呉市産業部観光振興課

持参又は郵送（簡易書留のみ可）により令和6年8月30日（金）午後4時00分必着で提出してください（ファクシミリは不可）。

なお、呉市のホームページ（<http://www.city.kure.lg.jp/>）においても、募集要項を掲載しています。

(4) 応募説明会

次の日程で応募者説明会を行います。

なお、参加を希望する団体は、応募説明会参加申込書（様式第7号）に必要事項を記入の上、電子メール又はFAXにより、令和6年8月15日（木）午後4時00分までに、送付してください。

※電子メールの場合、標題を「うずしお等説明会参加申込書」としてください。

ア 日時 令和6年8月19日（月）午後2時から（2時間程度）

イ 場所 おんど観光文化会館うずしお

ウ 参加申込連絡先

呉市産業部 観光振興課 施設グループ

電 話：0823-25-3181

FAX：0823-25-7592

E-mail:kankou@city.kure.lg.jp

エ その他 参加者は1申請者につき3名までとします。

(5) 募集内容に関する質問の受付等

ア 受付期間

令和6年8月1日（金）から令和6年8月23日（金）までにおける午前8時30分から午後4時00分まで

イ 質問の方法

次に掲げる事項を質問書（様式第8号）に記載して電子メールにより送付してください。

なお、混乱や伝達の不備を回避するため、電話、口頭、ファクシミリ等による質問には回答しません。

(ア) 団体名

(イ) 担当者氏名及び部署・職名

(ウ) 電話番号及びファクシミリ番号

(エ) 電子メールアドレス

(オ) 質問内容

※電子メールの标题を「【質問】うずしお等指定管理」としてください。

ウ 回答の方法

質問に対する回答は、呉市のホームページ (<http://www.city.kure.lg.jp/>) に掲載します。

質問のあった日からおおむね3開庁日以内に随時掲載しますが、内容によっては、更に時間を要する場合があります。

回答の内容は、本募集要項、共通仕様書又は施設別仕様書の内容を補完するものです。

9 候補者の選定

(1) 候補者の選定方法

指定管理者選定委員会において事業計画書等の審査を行い、指定管理者の候補者及び次点候補者を1者ずつ選定します。なお、応募者が1者の場合は、各基準についてその適否を審査します。（審査の結果、候補者として適した者がいないと認める場合には、候補者を選定しない場合もあります。）

(2) プレゼンテーション又はヒアリング

提出された事業計画書等の内容を審査の後、次の日程でプレゼンテーション又はヒアリングを実施します。実施回数は1回で、プロジェクター及びスクリーンは、市が準備します。その他パソコン等必要な機材は、応募者が準備してください。

ア 日時

別途通知します。

イ 場所

別途通知します。

(3) 審査基準

指定管理者の候補者の審査基準は、次のとおりとします。

審 査 基 準	配 点
【利用者の平等な利用の確保】 ① 事業計画書等の内容が、利用しようとする者の平等利用が図られるものであること。 (評価の視点) ・ 公の施設として市民等の平等な利用が図られる内容となっているか。 ・ 不当な利用制限項目はないか。 ・ 特定の者のみに有利な利用形態となっていないか。	適・否 <u>※否は失格</u>
【施設の適切な維持管理】 ② 事業計画書等の内容が、施設の適切な維持及び管理が図られるものであること。 (評価の視点) ・ 適正に管理を行える体制（人員配置等）になっているか。 ・ 個人情報等の情報管理について適切な対応がとれる体制となっているか。 ・ 災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか。	適・否 <u>※否は失格</u>

・適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。	
【施設の利用促進】 ③ 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。 (評価の視点) ・利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 ・効果的な事業・営業・広報等を行うことができるか。 ・利用者等からの苦情への対応は適切か。 ・施設の特徴を活かした、独自性のある魅力的な提案がなされているか。 ・自主事業の内容が施設の設置目的に適うものか。	30
【管理経費の縮減】 ④ 事業計画書及び収支予算書の内容が、適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。 (評価の視点) ・収支計画書の規模・内容が適切であるか。 ・提案額が適正な管理に支障を来すおそれがないものか。 ・管理経費の削減のための工夫がなされているか。 ・事業計画と収支計画の整合性がとれているか。	30
【安定的な管理】 ⑤ 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。 (評価の視点) ・経営基盤が安定し、計画に沿った管理運営を行う能力を有しているか。 ・安定した管理を行える体制（有資格者の配置等）になっているか。 ・運営に必要な又は望ましい専門職種等が適切に配置されているか。 ・同種の施設の管理実績があるなど管理能力を有しているか。	30
【施設の設置目的等又は性格等に応じたその他の取組み】 ⑥ その他施設の設置目的又は性格等に対応した取組みであること。 (評価の視点) ・運営全般について、市民協働を意識した取組みがなされているか。 ・雇用や発注などにおいて、地域との連携や貢献が意識されているか。 ・環境問題への配慮はどうか。	10

※ 申請者が1者の場合は、各基準について、その適否を審査します。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定の結果については、全ての応募者に対して文書で通知するとともに、呉市のホームページに結果を掲載して公表します。その際には、候補者とした団体の名称、次点候補者とした団体の名称及び応募者全員の得点等も公表しますので、あらかじめ御了承ください。

なお、公表までの間は、応募者名及び応募者数、選定結果等についての問い合わせには一切応じません。

また、選定委員会の会議は非公開とし、選定結果についての質問及び異議について

は受け付けません。

10 リスクに応じた責任分担

(1) 責任分担

指定管理者と市との責任分担の詳細については、別途協定書で定めますが、基本的な方針は、次のとおりです。

項目	内容	負担者	
		呉市	指定管理者
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更	協議	
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更	協議	
	法人税・法人住民税率等の変更		○
	それ以外で管理運営に影響するもの	協議	
物価変動	急激なインフレーション又はデフレーションその他の予期することのできない特別の事情の発生など収支計画に多大な影響を与えるもの	協議	
需要変動	大規模な外的要因により利用者数が見込みを下回ることによる収益の減少	協議	
	それ以外のもの		○
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○
書類の錯誤等	募集要項等，市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の誤りによるもの		○
災害復旧	本格復旧	○	
	軽微な修繕等		○
不可抗力	不可抗力（天災，騒乱など市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による施設・設備の復旧費用，事業の変更・中止	協議	
許認可遅延等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○	
	指定管理者の発案による期間中の変更	協議	
管理運営の中断・中止・延期	市に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	それ以外のもの	協議	
施設・設備・備品等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	指定管理者が設置した設備・備品		○

	それ以外の経年劣化，第三者等相手が特定できない市の施設，設備，備品	○	
利用者等への 損害賠償	市に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	管理運営業務の一部を再委託されたものに帰責事由があるもの		○
	市と指定管理者の両者又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの	協議	
市有物品の修理・更新	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	1 件当たり 3 0 万円以上	○	
	1 件当たり 3 0 万円未満		○
施設の修繕	大規模な修繕（5 0 万円以上）	○	
	小規模な修繕（5 0 万円未満）		○
保険の加入	建物の火災共済保険	○	
	施設賠償責任保険 （追加被保険者特約（自治体）付）		○
準備行為	管理運営業務の遂行に必要な人員の確保及び訓練，研修等の実施		○
終了手続	指定期間終了時の施設の水準の保持		○
	事業の終了時における手続及び諸経費		○

(2) 施設賠償責任保険への加入

指定管理者は，故意又は過失，施設や整備の管理瑕疵により損害が生じた場合は損害賠償責任を負うこととなります。

指定管理者制度においては，指定管理者に帰責事由があるものや協定等により指定管理者が賠償すべきと定めた事項は，指定管理者が損害を賠償する責任があります。

しかし，指定管理者が管理運営を行っている施設であっても，国家賠償法（昭和 2 2 年法律第 1 2 5 号）に基づき被害者となった利用者は，市に対して損害賠償を請求することができます。

それにより，呉市が負うこととなった損害賠償について，指定管理者に直接の原因がある場合は，国家賠償法第 1 条又は第 2 条の規定により，呉市は指定管理者に対する求償をすることとなります。

指定管理者は，呉市から求償権を行使されたとき，その損害賠償責任に対応するため，自らの費用責任により損害保険会社で提供されている指定管理者向けの「損害賠償責任保険」に加入（平成 2 2 年 1 2 月 2 8 日総行経第 3 8 号総務省自治行政局長通知）することを原則とします。

1 1 施設運営協議会の設置

指定管理者は、情報の共有化や課題解決に向けた連携を深めるため、施設運営協議会（仮称）を設置し、定期的に連絡会議を開催することとします。

1 2 モニタリングの実施

市は指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、指定管理者が管理基準に沿った運営を行っているか、事業計画で示した業務を履行しているか等についてモニタリングを実施します。

指定管理者は、管理運営における自己評価を行い、また、利用者満足度調査などを実施し、利用者ニーズの把握に努めることとします。

1 3 指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された団体を指定管理者として指定する議案を、地方自治法第244条の2第6項の規定により呉市議会に提案し、議決後に指定管理者として指定します。

なお、呉市議会において否決された場合は指定管理者として指定できません。この場合、呉市は損害賠償等の責任を負わないこととします。

(2) 協定の締結

手続条例第4条第1項の規定により、指定管理者の指定後、呉市と指定管理者との間で指定管理期間中の基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」の締結を行います。

1 4 事業報告書等

(1) 指定管理者は、毎月10日までに当該月の前月の利用者数、収入金額及び内訳に係る報告書を作成し、市に提出してください。

(2) 指定管理者は、手続条例第5条の規定により、毎年度終了後40日以内（手続条例第7条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日の翌日から起算して30日以内）に、当該年度における業務の実施に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を市に提出してください。

ア 管理運営の体制に関する事項

イ うずしお等の各施設別の自主事業の実施、維持管理その他本業務の実施実績に関する事項

ウ うずしお等の各施設別の利用実績に関する事項

エ 自己評価の実施結果及び改善状況に関する事項

オ その他、市が指示する事項

1 5 事業の継続が困難となった場合の措置等

(1) 市への報告

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、市は地方自治法第244条の2第10項及び手続条例第6条の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります。

なお、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、市は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

(3) 指定管理者の指定の取消し

指定管理者が次のいずれかに該当する場合のほか、期間を定めた業務の全部又は一部の停止後改善されない場合、市は指定管理者に対する聴聞を行い、その指定を取り消します。その際、指定管理者に損害又は損失が生じて、市はその賠償の責めを負いません。

ア 法人その他の団体が解散した場合

イ 財務・経営状況が著しく悪化し、管理の継続が困難であると認められる場合

ウ 協定書の内容に関して重大な違反をしたと認められる場合

エ 地方自治法の規定による監査の拒否又は妨害をしたと認められる場合

オ 個人情報保護に関する取扱いに関して重大な欠陥があると認められる場合

カ 関係法令、条例又は規則に関して重大な違反をしたと認められる場合

キ 市の指示（業務改善等）に従わなかった場合

ク 呉市暴力団排除条例に抵触したことが明らかとなった場合

ケ 提出した資料（事業計画書、報告書、財務諸表等）に虚偽の記載があった場合等、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断される場合

コ その他指定管理者として適当でないと認められる場合

(4) 市への損害賠償

上記(2)又は(3)により指定管理者の指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は、市に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) その他不可抗力の場合

市又は指定管理者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難になった場合には、市と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。

16 事務引継ぎ等

指定管理者は、指定期間が満了する場合又は事業継続が困難になり指定を取り消された場合には、次期指定管理者又は市が指定する者に対して、業務遂行上必要とする書類等を円滑かつ迅速に引き継いでください。

なお、事務引き継ぎ等については、次期の指定管理者として指定の議決を得た後に行ってください。

(1) 関係者への周知

業務の引継ぎに当たっては、指定管理者の変更について関係者等への周知徹底を図

るとともに利用者に迷惑を及ぼさないよう最大限に配慮してください。

(2) 引継ぎの期限

業務の引継ぎは、業務に支障を来さないよう、原則として、指定期間が終了するまでに行ってください。

また、指定の取消しを受けた場合は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理業務を遂行できるように、事前に業務の引継ぎを行ってください。

(3) 原状回復の義務

指定管理者は、指定期間が満了した場合又は指定が取り消された場合は、施設及び設備を速やかに原状に回復してください。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではありません。

(4) 引継ぎに係る費用の負担

引継ぎや準備に要する費用及び原状回復に要する費用は、指定管理者の負担となります。

(5) 指定管理開始に当たっての準備等

次期指定管理者は、協定発効までの期間、指定管理に係る業務を遂行できるよう、次のとおり必要な体制を整えます。この、準備期間中の費用負担については、次期指定管理者が負担するものとします。

ア 協定について市と協議すること。

イ 配置する職員を確保すること。

ウ 業務等に関する各種規定の作業及び協議をすること。

エ 現在の管理団体との引継ぎを行うこと。

オ その他必要とされる事項

17 その他

(1) 応募者は、申請書等の提出をもって、本募集要項、共通仕様書及び施設別仕様書の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 応募は、1 団体につき 1 件とします。

(3) 事業計画書等の内容に、市の新たな費用の発生を伴う提案が含まれている場合であっても、その費用は、原則応募者の負担とします。

(4) 申請関係書類等に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

(5) 申請関係書類等は、理由のいかんを問わず、返却しません。

(6) 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(7) 申請書の提出後は、原則として、提出書類の記入内容の変更をすることはできません。

(8) 応募資格の確認等のため、法人の主要構成員（取締役、理事等）に係る住民票又は住民票記載事項証明書の提出を求めることがあります。

(9) 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当することとなったときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認めら

れるとき。

- (10) 申請書の提出後に辞退をする場合には、必ず辞退届（様式第9号）を提出してください。
- (11) 指定管理者が指定管理に係る業務に関して作成した文書は、公文書となりますので、情報公開条例に基づき、適切な管理を行ってください。
- (12) 指定管理者が指定管理の実施に当たって保有することとなる個人情報については、個人情報の保護に関する法律の適用を受けますので、適切な管理を行ってください。
- (13) 施設に防犯カメラ等がすでに設置されている場合、又は、新たに設置する場合には、呉市の設置する防犯カメラの管理及び運用に関するガイドラインに沿って適切に対応してください。
- (14) 管理業務の実施に当たっては、指定議案の議決後締結する基本協定書、募集要項、共通仕様書、施設別仕様書、募集に関する質疑応答及び指定管理者から提出された事業計画書等に従い実施します。実施に当たり、疑義又は齟齬が生じた場合は、基本協定書、募集要項、共通仕様書、施設別仕様書、募集に関する質疑応答及び指定管理者から提出された事業計画書等の順にその解釈が優先します。ただし、事業計画書等の内容が募集要項、共通仕様書及び施設別仕様書に示された内容よりも優れていると市が判断した場合には、事業計画書等を優先します。
- (15) 事業計画書等の著作権は申請者に帰属しますが、呉市が指定管理者の決定の公表等で必要な場合は、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。
- (16) 事業計画書等の作成に当たり入手した呉市が非公開としている情報及び個人情報等については、情報漏えいに留意し不正使用を行わないよう、適正に管理してください。
- (17) 指定管理者は、指定管理業務に関連して、事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに市に報告してください。
- (18) 指定管理者は、指定管理業務を一括して第三者に譲渡し、又は請け負わせることができません。ただし、業務等の一部を他に委託し、又は請け負わせる場合などについては、あらかじめ呉市の承諾を得た場合には、専門の事業者にも再委託することは可能です。
- (19) 指定期間中に合併又は分割等によって法人格が変更となる場合は、指定管理者の指定を取り消して、改めて指定管理者の選定や議会の議決を得る必要があるため、速やかに市へ連絡してください。
- (20) 施設の知名度、集客力及びサービスの向上や呉市の自主財源を確保するため、ネーミングライツを導入する場合があります。ネーミングライツの導入に伴い、指定管理者が行う業務内容等に変更が生じる場合、市と指定管理者は、業務内容等について別途協議を行うこととします。

18 提出された申請関係書類等の取り扱いについて

- (1) 市に提出された申請関係書類等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は審査の結果の公表その他必要な場合において、申請関係書類等の全部又は一部を無償で使用し、又は申請関係書類等の内容を複写、改変して使用することができるものとします。

(2) 提出された申請関係書類等は、情報公開条例に規定する公文書に該当することとなり、同条例に基づく情報公開請求があった場合には、公開することにより申請者の権利、競争上又は事業運営上の地位若しくは利益を害する恐れがあるもの（情報公開条例第9条第2項第3号に該当するもの）を除き、原則として公開することとなります。

このため、応募書類に情報公開条例第9条第2項第3号に該当する部分があり、非公開を希望する場合は、申請関係書類等の提出とあわせて、非公開とすべき部分と具体的な理由を記載した「非公開希望申立書（様式第10号）」を提出してください。ただし、非公開の申し出があった部分でも、合理的な理由がないと判断される場合又は公益上必要であると認める場合は、公開することとなります。

19 問い合わせ先

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号 呉市役所5階

呉市産業部 観光振興課 施設グループ

電話番号 : 0823-25-3182

FAX番号 : 0823-25-7592

E-mail : kankou@city.kure.lg.jp

図1位置図

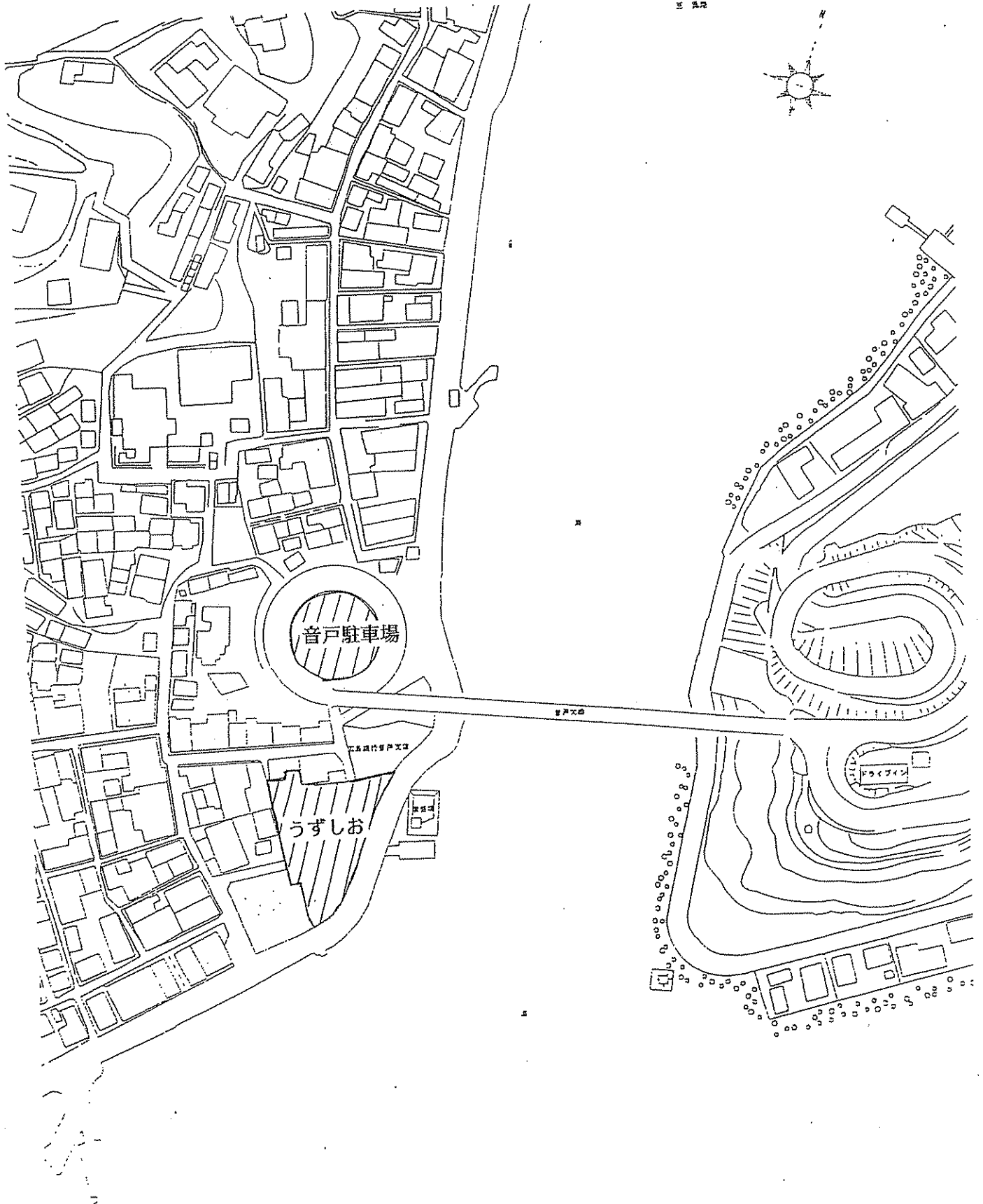


圖2-1 平面圖(1階)

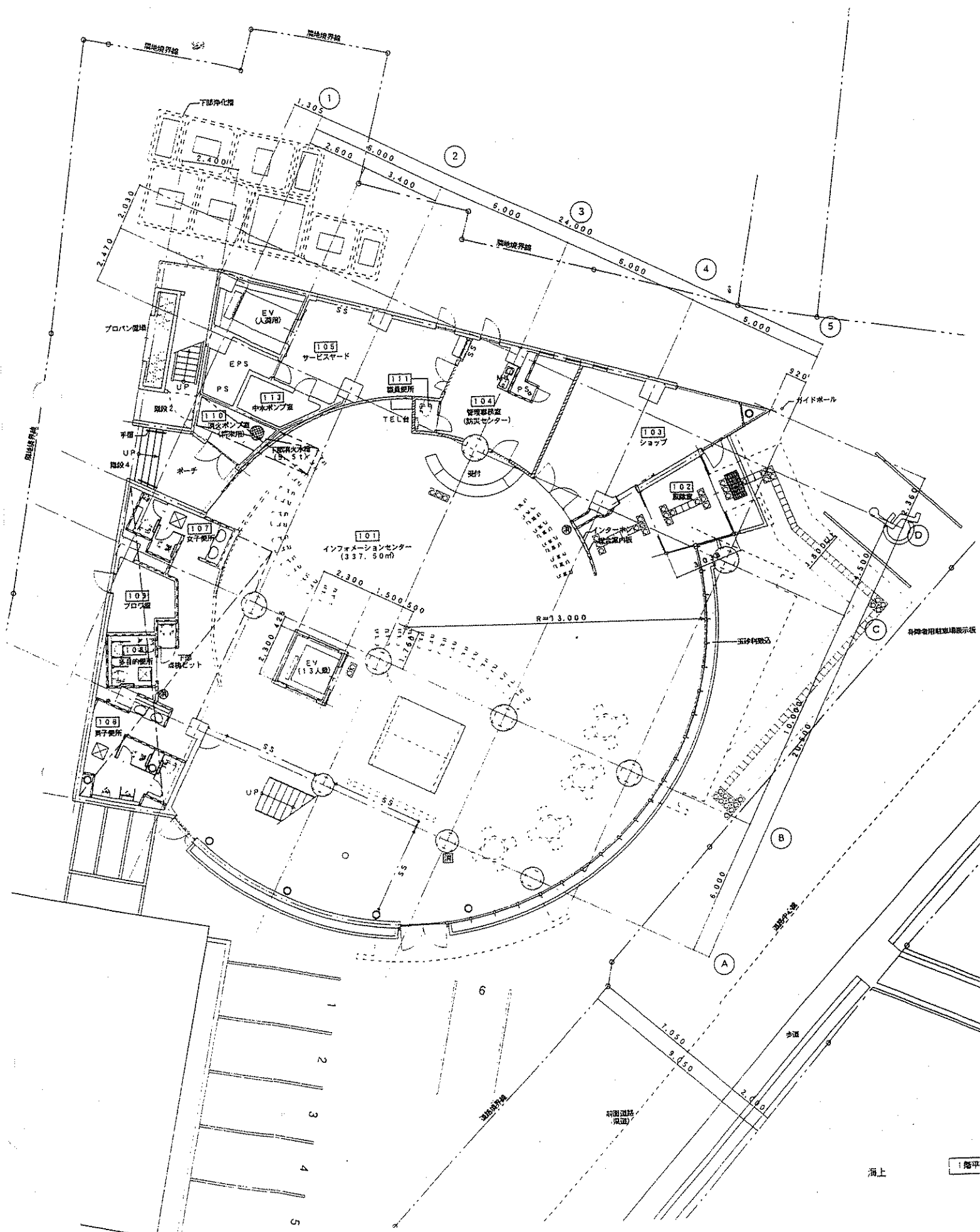


図2-2 平面図(2階)

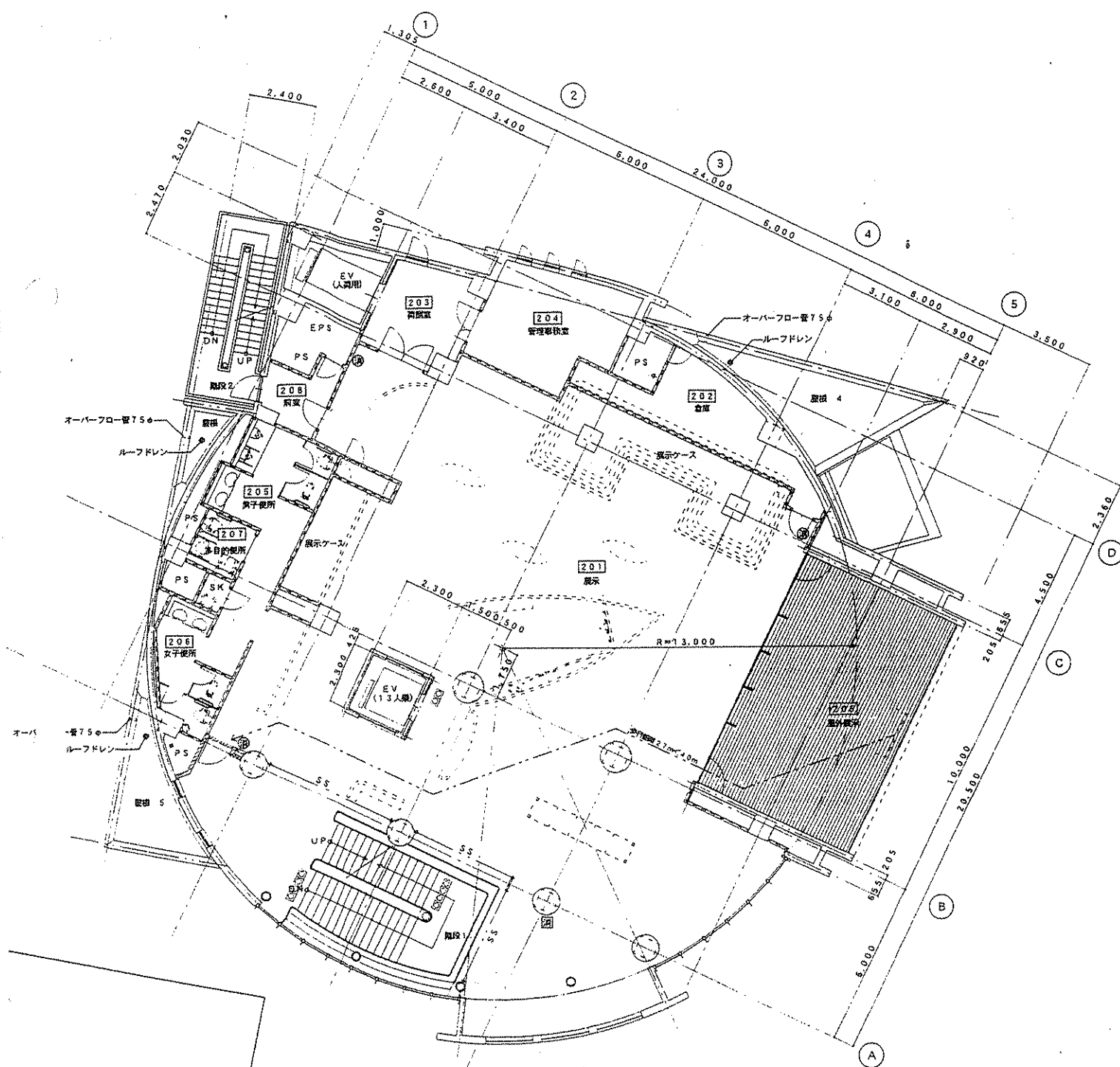


圖2-3 平面圖(3階)

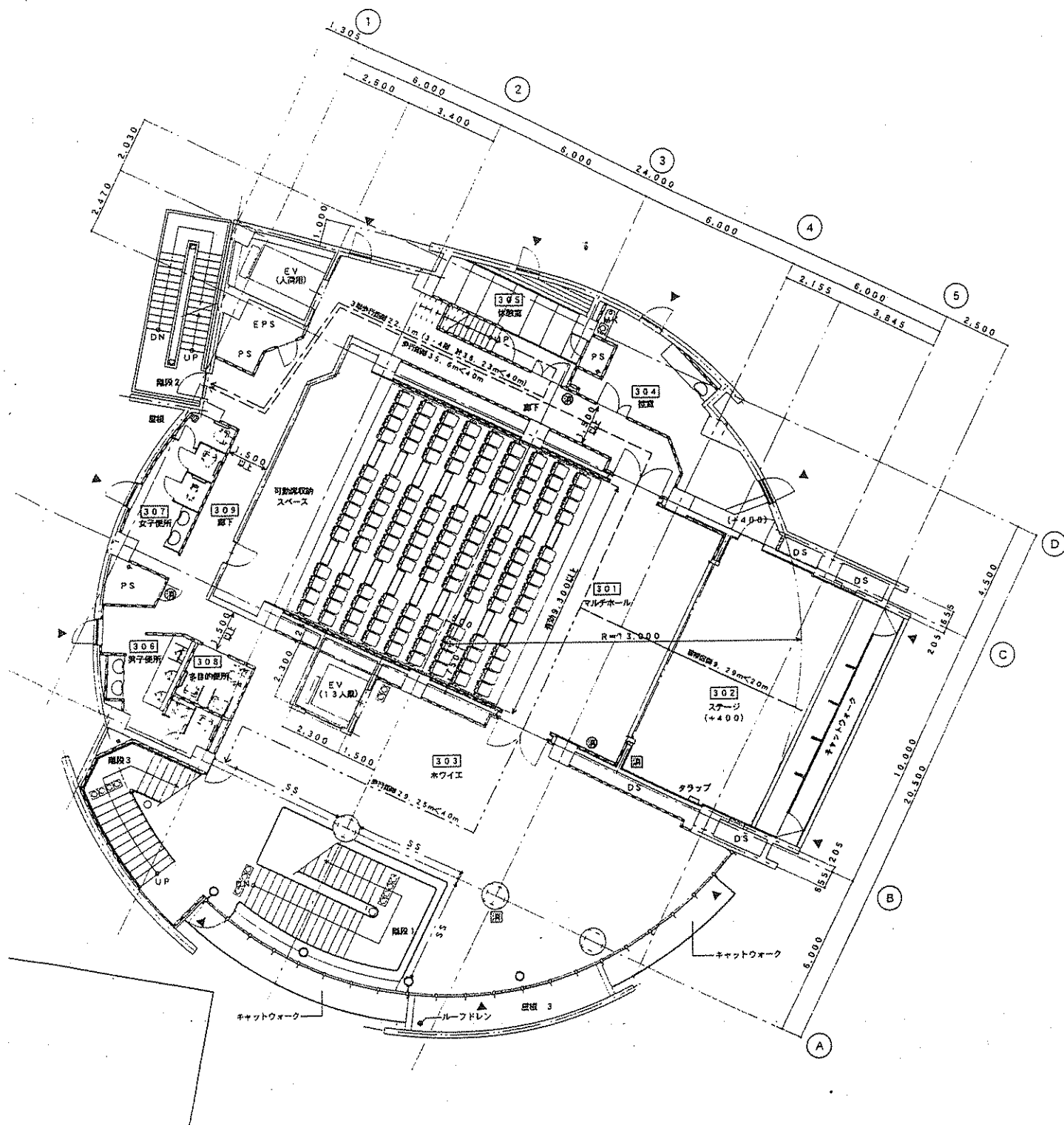


図2-4平面図(3階吹抜部分)

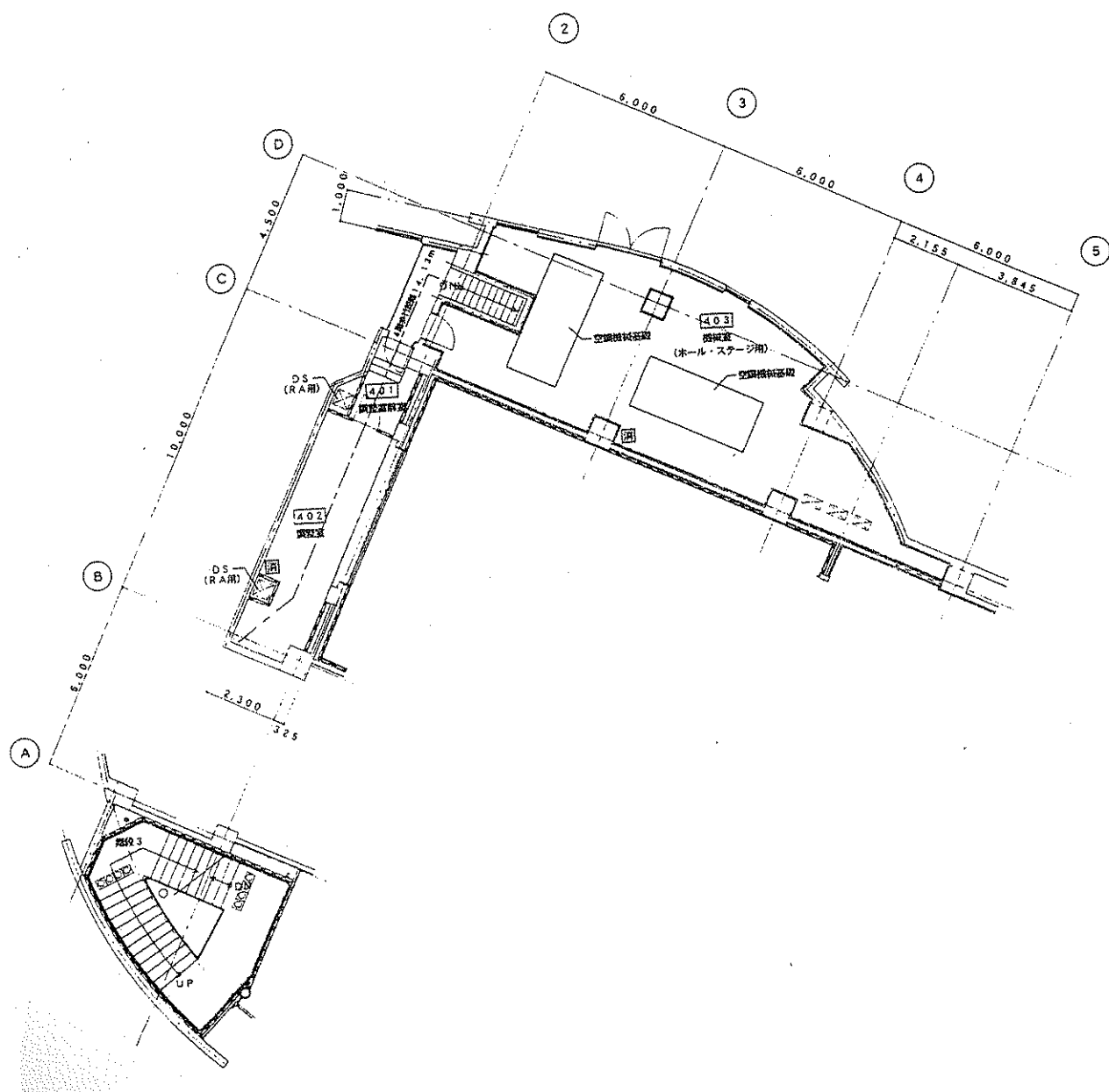


図2-5平面図(4階)

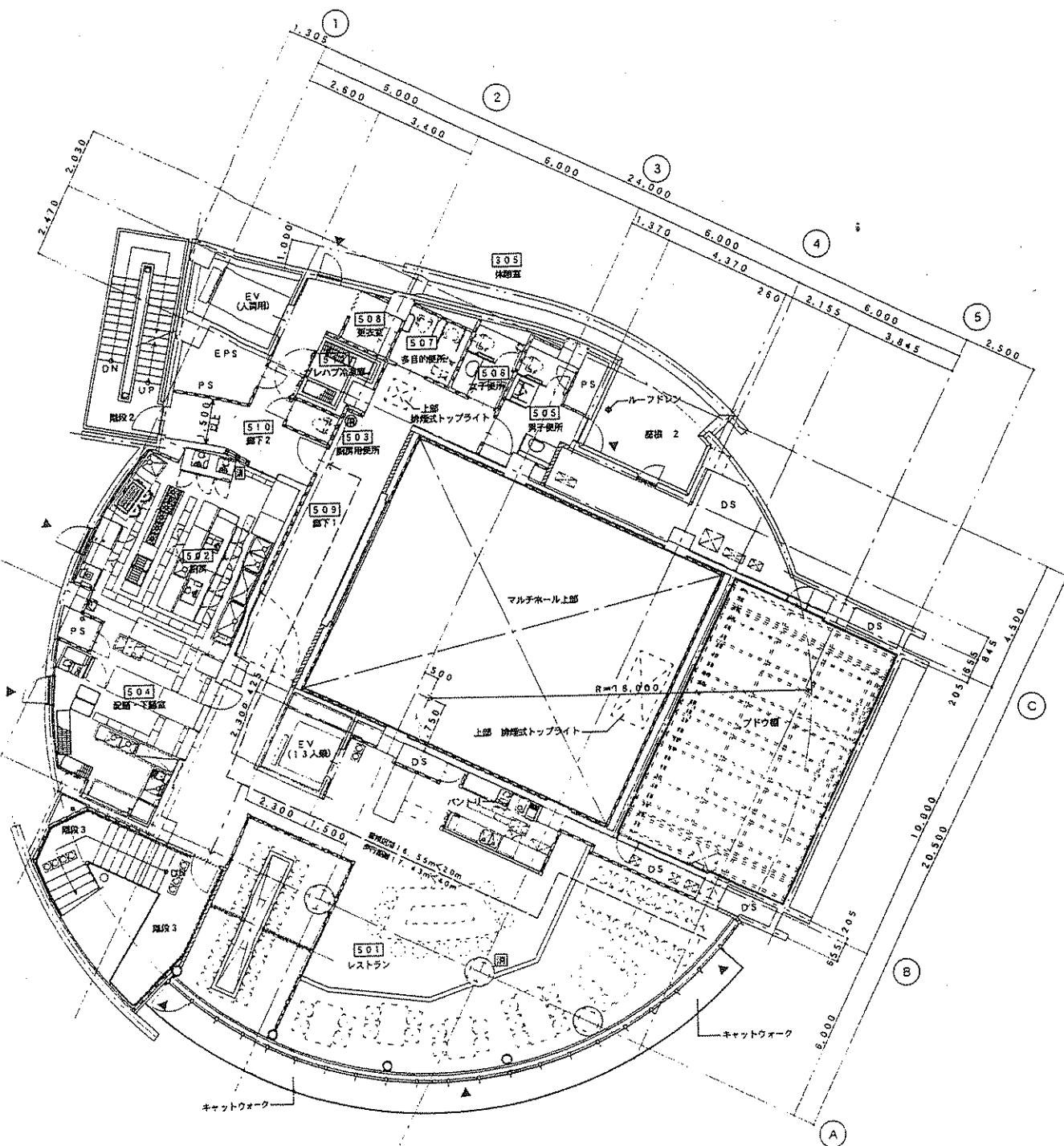
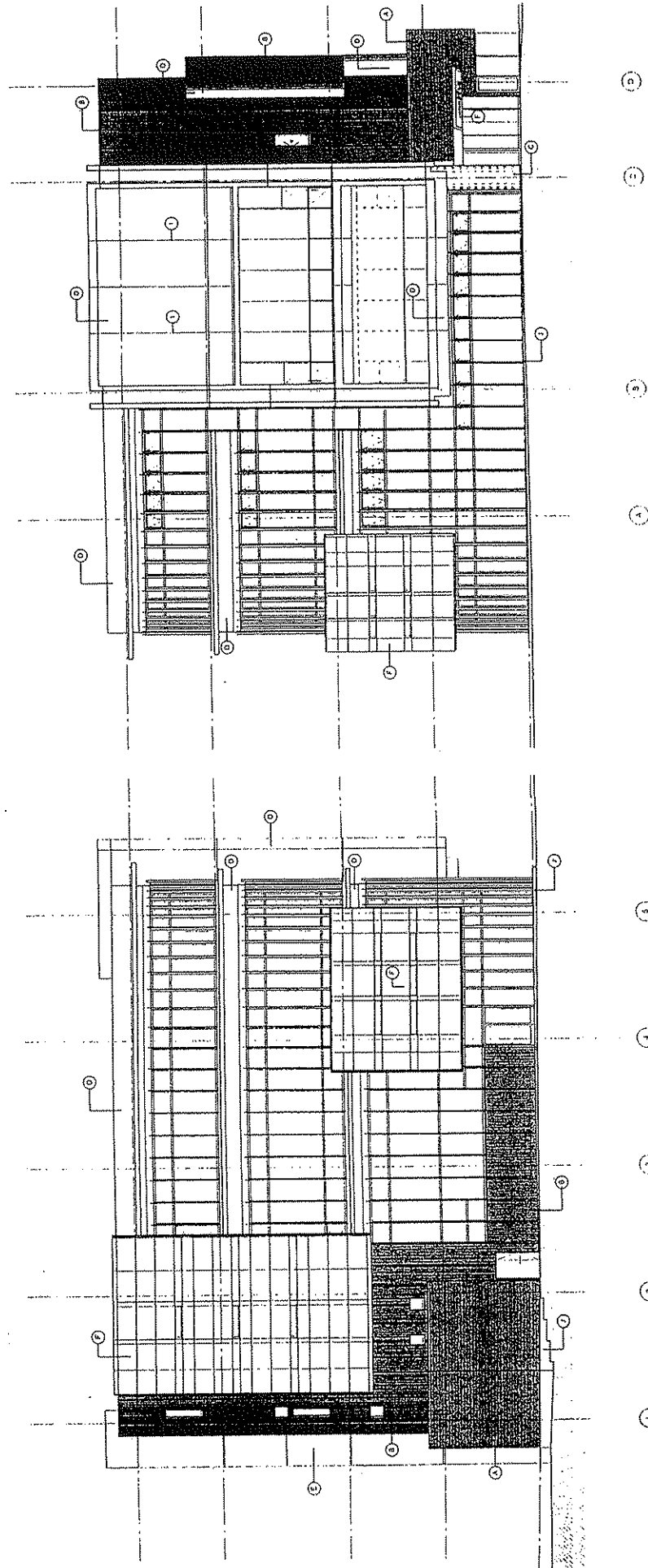


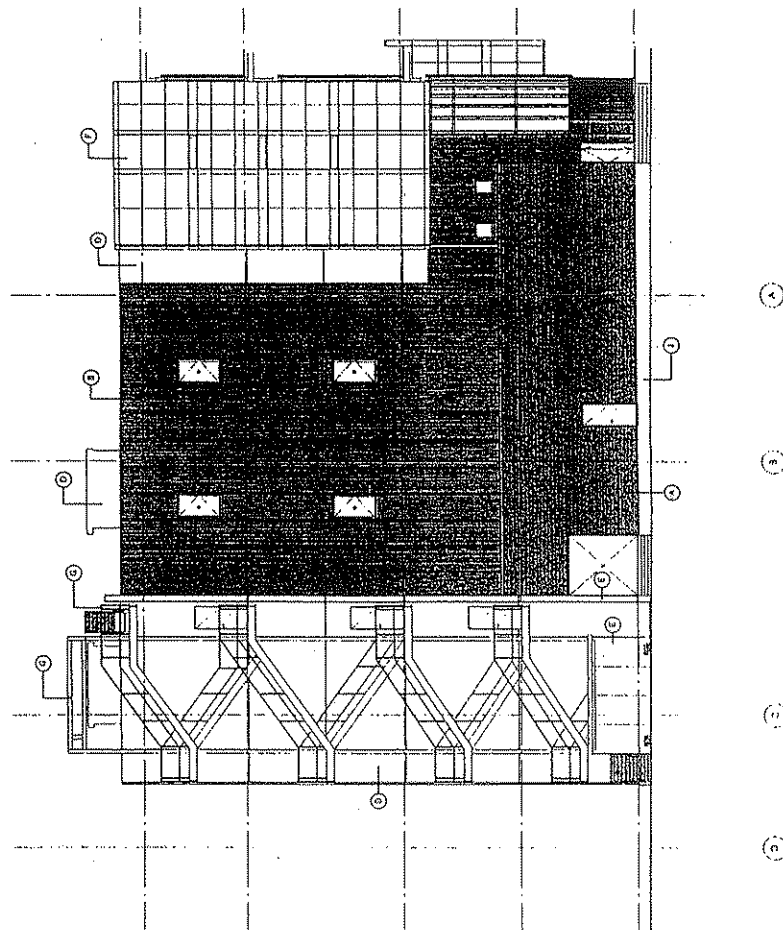
図2-6 立面図(1)



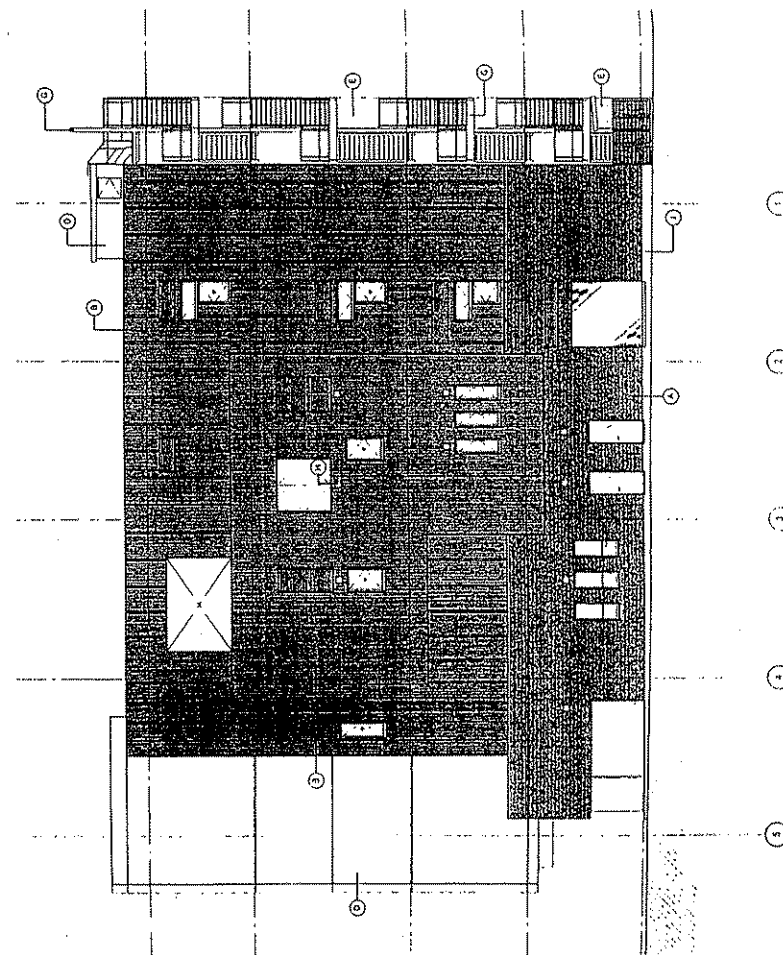
東側

南側

图2-7 立面图(2)



西侧



北侧

图2-9 断面图(2)

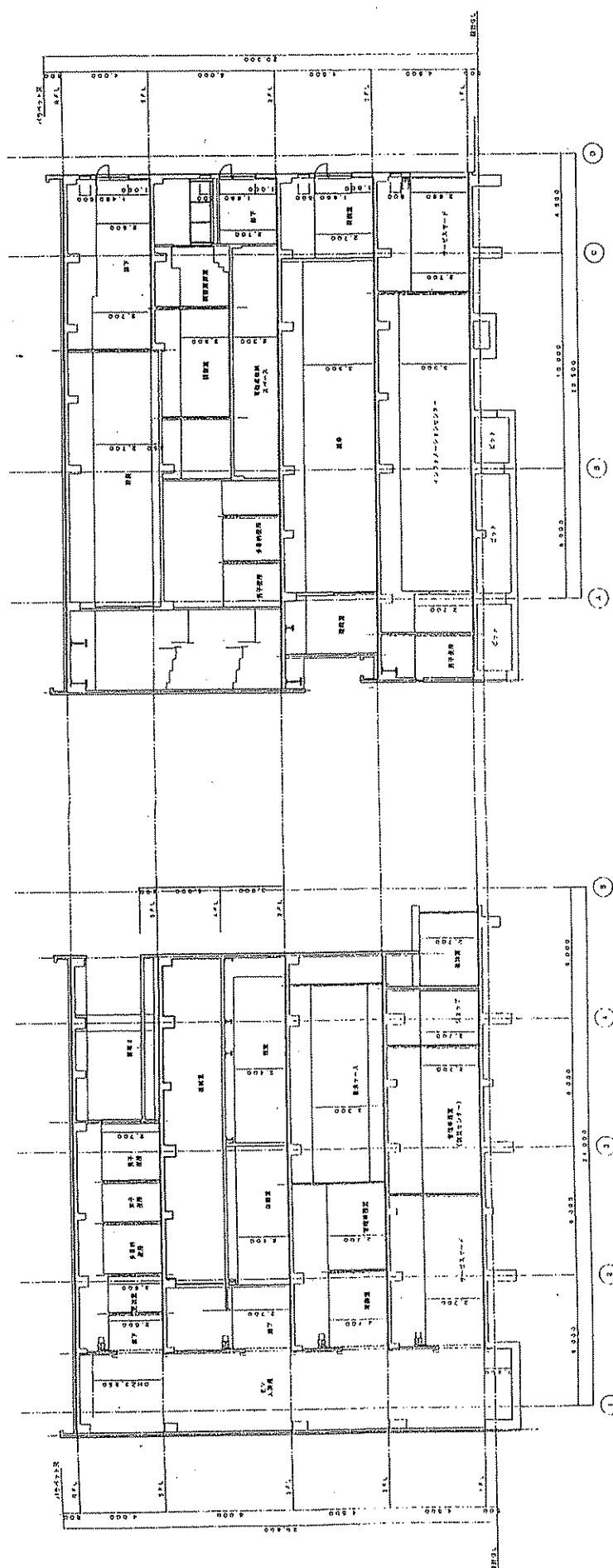
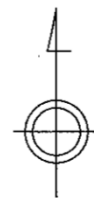


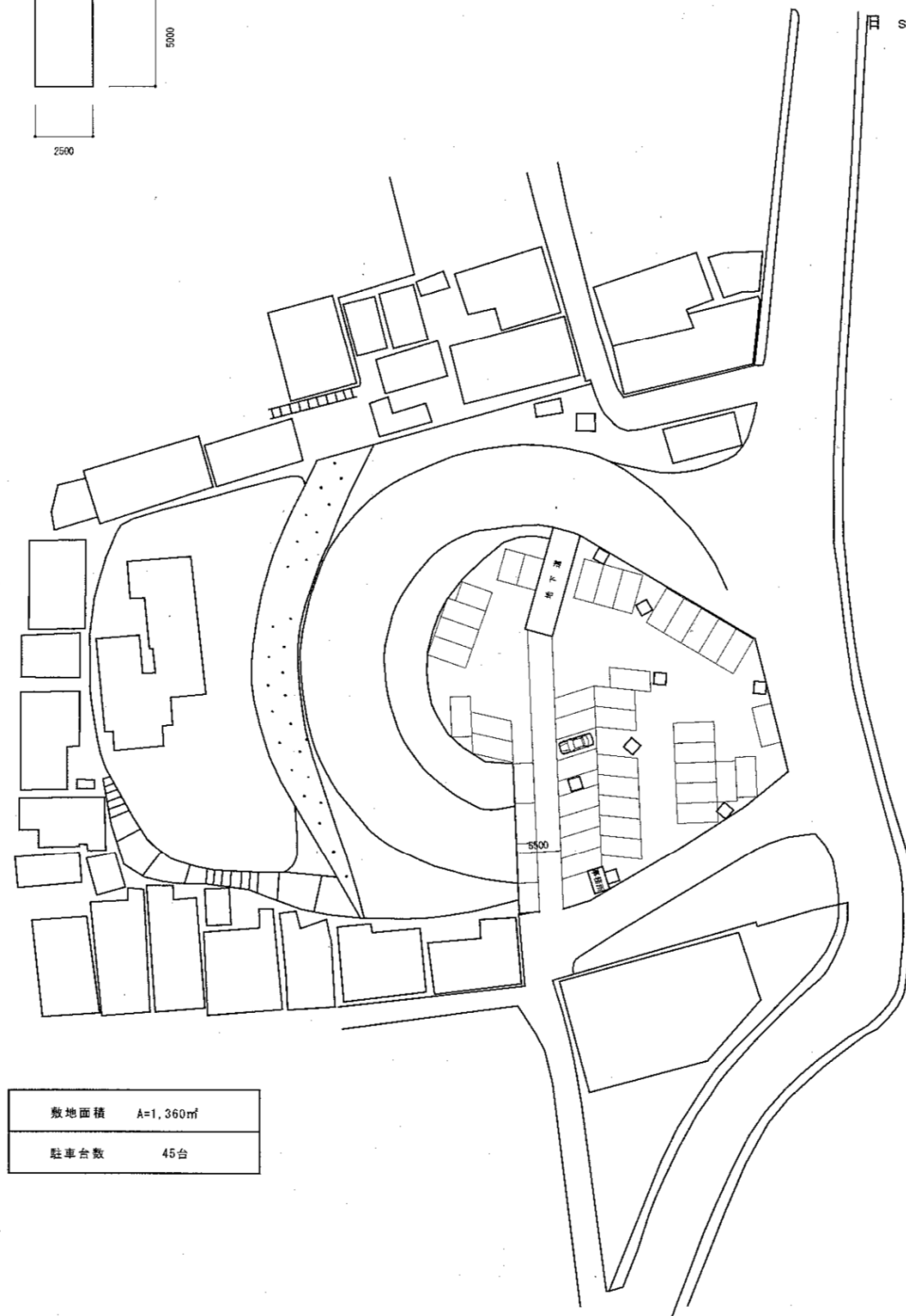
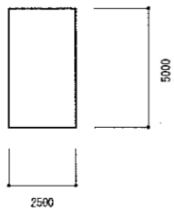
図3 平面図



1/500

音戸駐車場平面図

車室



敷地面積	A=1,360㎡
駐車台数	45台